

**申請期限：令和3年3月31日**

**令和3年度**

# 浜田市奨学金（貸与型）奨学生募集

経済的な理由で修学困難な方の  
修学を浜田市が支援します！！

## 1 募集の概要

- (1) 高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校  
**募集人員 10名程度 貸与月額 1万円**
- (2) 大学・短期大学・専修学校（専門課程）  
**募集人員 20名程度 貸与月額 3万円**
- ※無利息の奨学金です。  
※浜田市以外の他の奨学金との併用可能  
※家庭の経済状況や成績等について審査の上、  
奨学金の貸与を決定します。

## 2 対象者

- 以下を**すべて満たす人**です。  
・保護者が浜田市に住所を有する人  
・生徒または学生が、高等学校・中等教育学校  
（後期課程）・高等専門学校・大学・短期大学・  
専修学校（専門課程）に進学予定の人  
・人物が良好で学業成績が優秀であり、出身学  
校長の推薦を受けることができる方  
・保護者（主たる家計支持者）の前年中の収入ま  
たは所得が要項に定める金額以下である方

## 3 募集期間

令和3年1月8日（金）  
～3月31日（水）午後5時

## 4 返還の時期

卒業の翌月から2年経過後、返還が始まります。  
・高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校  
⇒返還開始後、6年以内で返還  
・大学・短期大学・専修学校（専門課程）  
⇒返還開始後、12年以内で返還

## 5 返還の一部免除

もあります

奨学金貸与終了後、5年間浜田市内に  
居住し、就労した時は、返還額が最高  
で3/4または1/2の免除となる場合があります。

★実績★

平成30年4月1日から令和2年12月1日まで

4名の方が返還の一部免除となっています。

## 6 お問い合わせ先

所属の中学校・高等学校または  
浜田市教育委員会教育総務課  
（Tel: 0855-25-9700）まで  
お問い合わせください。

**家庭の経済状況が急変した場合に申請可能な浜田市緊急奨学金は新年度以降も随時募集しています。詳しくはお問い合わせください**